

議案第1号

総社市放課後児童クラブ指定管理者の指定について

総社市放課後児童クラブ指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 池田小学校区放課後児童クラブ施設
- 2 指定管理者の名称 池田児童クラブにじいろみらい運営委員会
- 3 指定管理者の所在地 総社市見延699番地
- 4 指定の期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

令和6年2月13日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

総社市放課後児童クラブ指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を経ようとするものである。

総社市放課後児童クラブの指定管理者の概要

(1) 指定管理者となる団体の概要

施 設 の 名 称	池田小学校区放課後児童クラブ施設
指定管理者の名称	池田児童クラブにじいろみらい運営委員会
代 表 者	本 行 祐 樹
指定管理者の所在地	総社市見延699番地
設 立 年 月 日	令和5年12月5日
指 定 管 理 期 間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 選定の経緯

令和5年12月25日	指定管理者指定申請書提出
令和6年1月18日	第1回選定委員会
令和6年1月25日	指定管理者候補者決定

(3) 選定の理由

放課後児童クラブ施設の管理運営は、総社市放課後児童クラブ施設条例第4条の規定により、地域住民で組織された法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせることとしていることから、総社市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条ただし書の規定を適用し、選定に当たっては公募によらないこととした。

そこで、地域住民で組織された上記児童クラブ運営委員会から指定管理者指定申請書を提出させ、内容を審査したところ指定することが適当であると判断した。